

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

特集 日本における外国人労働者問題

2 外国人労働者の受入れ問題をめぐる政・労・使の対応

3 労働組合の動向

(5) 支援団体など

フィリピンをはじめとするアジア諸国から日本国内に導入された女性労働者は、「売春の強要」「監禁生活」「賃金不払い」などのさまざまな人権無視の労働・生活を強いられている。このことは、とくに八〇年代以降、社会問題としてとりあげられ、一般に「じゃばゆきさん」問題といわれている。だが、これらの不法就労外国人労働者が、特定の職種に限定された女性労働者から男性労働者へと拡大し、また就労先も風俗産業から建設・土木、製造業一般からサービス産業へと拡大するにしたがって、「じゃばゆきさん」というひとつの社会問題は外国人労働者問題、さらに国内労働市場の開放問題へと転換した。

こうした問題の広がりに対応して、不法就労であるがゆえに放置されているアジア人労働者にたいする人権擁護・救済活動もさまざまな形態で発展してきている。  
〔女性の家・HELP〕

「滞日・アジア女性と連帯する会」(梶川宏代表)がフィリピン、タイなどのアジア人女性の救済・援助を目的として設立されたのは一九八三年四月であった。その後、同じ趣旨のもとに八六年四月には「アジア女性の駆け込みセンター」として「女性の家・HELP(House in Emergency of Love and Peace)」が日本キリスト教矯風会によって開設された。開設から八八年末までにHELPに駆け込んだアジアの女性は、一四カ国、四〇〇人余りにのぼり、とくに八八年一年間に駆け込んだタイ人女性は一四四人に増加している。

〔カラバオの会〕

横浜の寿町に「寿外国人出稼ぎ労働者と連帯する会」(通称「カラバオの会」)が発足したのは、八七年五月一七日である。以降、同会は、おもにフィリピンからの不法就労男子労働者による賃金不払い相談、労働災害や生活相談などの救援活動などを経て、翌八八年七月一七日には、「アジアからの出稼ぎ外国人労働者の合法化」をふくむ、政府にたいする六つの要求を決めている。

〔六つの要求(要旨)〕

- 一、「単純労働者」を含むすべての外国人労働者の合法的受け入れとそのための法制度の整備
- 二、すべての在留外国人労働者に「特別在留」を認めること
- 三、外国人労働者のための公共職業紹介機関の設置、職業選択の自由の保証
- 四、医療、労働、生活相談の窓口の設置
- 五、日本語習得のための、無料の学習の場を提供すること
- 六、労働者の権利に関わるすべての法の適用と、その実施の保証

## [アジア人労働者問題懇談会]

外国人労働者が働き、生活している地域では、地域労働組合や市民グループによる支援活動が発展してきている。たとえば、東京の総評全国一般南部支部や大阪の総評東地域合同労組「ユニオンひごろ」などの電話による労働相談、大田生活・労働センターによるパキスタン人労働者にたいする無料医療相談、八八年六月に大阪で結成された「アジアからの出稼ぎ労働者を支える会・アジアフレンド」などの援助・救援活動は一般にも知られている。

全国にあるこうした救援組織の約四〇団体が参加している連絡組織が「アジア人労働者問題懇談会」である。この会は、八八年七月には、常時携帯できるパスポート大の英文の『アジア人労働者手帳』(The Asian Workers Handbook)を発行している。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---